

新宿区教育委員会会議録

平成25年第6回臨時会

平成25年11月27日

新宿区教育委員会

平成25年第6回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成25年11月27日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時42分

場 所 新宿区立教育センター5階 中研修室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

中央図書館長	藤 牧 功太郎	参 事 兼 教育調整課長 事務取扱	吉 村 晴 美
教育指導課長	工 藤 勇 一	教育支援課長	遠 山 竜 多
学校運営課長	米 山 亨	統括指導主事	長 田 和 義
統括指導主事	長 井 満 敏	統括指導主事	佐 藤 郁 子
文化観光課長	橋 本 隆		

書記

教育調整課管理係 調整主査	高 橋 美 香	教育調整課管理係	高 橋 和 孝
------------------	---------	----------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第52号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第2 第53号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第5 第56号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第6 第57号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見聴取について
- 日程第7 第58号議案 新宿区教育委員会委員長の辞職の承認について

### 報告

- 1 中学校学校選択制学校別状況一覧（平成26年度新入学者対象）平成26年度新入学区立中学校の抽選について（学校運営課長）
- 2 新宿区文化財調査員の委嘱について（文化観光課長）
- 3 その他

---

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから、平成25年新宿区教育委員会第6回臨時会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明及び報告を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席していただいておりますので、御承知おきください。

---

◎ 第52号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

本日は、都合により、「日程第1 第52号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を審議した後、続いて関連する報告2、新宿区文化財調査員の委嘱についての報告及び質疑を行います。

それでは、「第52号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第52号議案 新宿区文化財保護審議会委員の委嘱について」、御説明させていただきます。

議案資料の裏面をごらんください。

こちらが16期の委員の候補者名簿となっております。16期の委嘱期間は、平成25年12月1日から平成27年11月30日までです。定数10名の委員のうち、上から2段目の遠藤廣昭氏と、その4段目の関沢まゆみ氏が新任の候補者となっております。遠藤氏は、歴史学、仏教史が御専門で、現在、横浜市ふるさと歴史財団埋蔵文化財センターの所長をされていらっしゃいます。関沢氏は、民俗学、生活文化が御専門で、現在、国立歴史民俗博物館民俗研究部教授でいらっしゃいます。

委嘱の理由は、第15期新宿区文化保護審議会委員が、平成25年11月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第52号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 発令される委員は、恐らくそれぞれ立派な方で、特に新任も含めて異存があるわけではないですけれども、文化財保護行政そのものの所管というのは教育委員会になっていて、事務委任なり補助執行の形で区長部局のほうでやられているということで、この審議会の委員の委嘱だけが教育委員会マターで残っているわけです。本来からいうと、やはりどういう内容で文化財保護の調査、審議をしていただくか、今期の課題はこうだということをもとに、それに適切な人を選ぶということが本筋ですので、中身の執行権限といいたしうか、所管がないものについて委員だけこの場でやらざるを得ないというのは極めて不合理だなという思いがあります。恐らく法令の関係、それから事務委任等の手続の相互の関係がどうしても残ってしまうので、こういうことになっていると思うのですが、必ずしも正常な対応ではないと思いますので、何かうまいやり方、恐らく事務そのものが移っているわけですので、そちらのほうでやるのが筋だろうと思います。なかなか難しいということはよくわかっていますけれども、問題だなと改めて思いましたので意見を申し上げました。

○菊池委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 御指摘のとおり、今期の10名の委員は、今のところこの別紙のとおり、教育委員会で御承認いただければ、今後、委嘱の手続に入っていくところですが、まだこの今期の審議会において、何をテーマにという具体的なところは決まっていないところでございます。既に御案内のとおり、条例にも規定をされておりますが、この審議会におきましては、主に文化財の指定及び登録、またはその解除、あるいは地域文化財の認定に際して御意見を承る。それから、文化財の保護、保存、活用等に関しまして重要な事項については、この審議会の御意見を聞くといったような、非常に幅広い文化財全般に関する職務を担っていただいている、そういうような位置づけでやっております。今後、2年の間に、新たな文化財の指定ですとか登録案件が出てくると思いますが、まだ具体的にそれらが上がっていない中で、なるべく広い分野で御議論がいただけるよう、あるいはそれぞれの分野で深い議論がいただけるよう人選を進めてまいりました。今回の人選につきましても、お二方が退任をされまして、そのお二方の専門分野をそのまま引き継ぐような形で、新任の方に予定をしているところでございますが、直接的に御質問の御答弁になっていないかもしれませんが、そういう方法でこの審議会の委員を、事務局案ということで、今回提案をさせていただいております。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 教育委員会から、社会教育が手から離れ、文化財行政が手から離れて、この人事絡み以外の権限は希薄になるとしても、やはり教育委員会としては、権限はともかくとして、教育委員会への説明はあるべきだと思います。なぜかという、歴史博物館とのかかわりなども、権限的には大したことはないけれども、やはり義務教育の先にある社会教育というものを考えるときには、教育委員会がある程度、歴博絡みのものについて、つまり地域の文化ということに関しては、ある程度、これもまた人事も含めて切り離すことではなく、説明はこれまでどおりしてくれる、その方向は維持していただければと思います。

○菊池委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 ただいま委員から御指摘のございました文化財の指定ですとか、登録、解除等、あるいは地域文化財の認定等の件かというふうに理解をしておりますが、そのような理解のもとでお答えをさせていただきますと、それぞれの案件が、この審議会で審議をされた後には、教育委員会のほうでも御説明をさせていただいていますし、今後ともまたそういう案件が出てきた際には、丁寧な説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○羽原委員 よろしくをお願いします。

○菊池委員長 今野委員の御質問に対する答えが、少し不十分だったような気がいたしましたけれども、その辺何か御提案みたいなものは。

○今野委員 法律で文化財は教育委員会がやりなさいとなっている中で、しかし、まちづくりや観光ということから区長部局でやりたいということは、それなりに意味があると思います。けれども、私は、権限のあるところに責任があるわけだから、一緒にないといけないと本来は思います。事務委任等をするのであれば何か工夫をして、審議会の委員も権限のあるところにあつたほうがいいのではないかと思いますけれども、一番いいのは地教行法の法律改正ができて、委託した場合にすっきり全部委託できるようになればいいかと思いますが、それは国のことなのでどうしても難しいだろうと思いますので、羽原委員が言われるように、権限はないけれどもいろいろフォローをする。それしかしようがないので了解しますけれども、やはり毎年のことなので、制度的なことも引き続きいい方法を考えておいていただければという希望です。

○菊池委員長 白井委員。

○白井委員 文化財に関しては、ここで言っているように補助執行なり事務委任という形で、今回、新しく16期を始めると。教育委員会から文化財保護審議会に諮問して活動していると

いう形に、権限的になっているはずなので、15期の結果としてまとめた活動報告などをやっていただいて、新たに16期は、まずは委員を選任して、その後、この16期に諮問する事項とか、そういうものが多分議案としては出てくるというように思っています。ある意味、そういう節目の部分できちんとやっていただければ、実際的な事務や活動は区長部局なりでやっても、どんな形がなされているか、それが生涯教育との関係で、教育委員会のほうでどういうふうにつなげていけるかなどの課題も見えてくるので、そういう形をとっていただけたらというふうには思います。

○菊池委員長 教育調整課長。

○教育調整課長 今野委員のおっしゃるように、文化財の行政につきましては教育委員会に置き、区長部局は補助執行という形ですので、この「新宿区の教育」にも、きちんと文化財のことは記録として実績も記載をしているところです。この審議会については、主に文化財の指定及び解除等について意見を述べるというところですから、適切に適宜報告はされているというふうに私どもは捉えておりますし、細かいことについては事務局にも、教育長も文化観光課のほうから報告は来ております。委員会への情報の出し方につきましては、今いただいた御意見も踏まえまして、適切に皆さんに御理解いただけるように検討してまいりたいと思います。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 先ほど発言したのは、決して教育委員会の行政のテリトリーをよそへ持っていかれることに反対という意味ではなくて、条例とか法令改正で、内容的にこの人事ごと区長部局へ持っていく、人事とかそういう権限が教育委員会にかかわりがなくなってくると、ほとんど説明する必要もないわけです、教育委員会には。それは好ましくない。ですから、若干の権限がある以上、これまでどおりの関係を、この区長部局と教育委員会との関係をできるだけ維持して、お話を聞いて、我々も追認だけかもしれないけれども、たまには言う機会もあろうかと思うので、それを法令を改正することによって、教育委員会と全く切り離してしまうというようなことは、余りよくないのではないかという意味で申し上げたわけです。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 先ほど今野委員の言われたことが、正確なところがよくわからないのですが、法律では文化財保護というのは教育委員会が所管することになっていると、僕は理解していましたが、新宿区の場合は、その文化財を活用して、地域の文化財として観光等にも活用していこうという考え方で、その行政の効率性から事務を委任していると、そういうふう

に理解しておりました。一般論として、文化財を活用していくということと、文化財を保護していくということは、場合によっては矛盾することがある。ですから法の精神としては文化財を保護する、だから壊さないようにするということですね。文化財を活用するために、もし壊してしまうようなことがあったらいけないから保護しよう。保護の部分については、教育委員会がしっかりやっ払いこうということだと私は思っておりました。ですから、その事務執行上のことと、それから権限なのか所管なのかわかりませんが、所管に属することで、そのねじれている部分があるかもわかりませんが、それはその法の精神からすると、それでよいというふうに私は思うのですが、いかがでしょうか。

○文化観光課長 ただいま委員から御指摘ございました保護と活用という二面性については、ある意味、一連、ある意味、相反するようなところがあるかと思えます。相反するようなところは、活用を図ると、例えば私どもでもさまざまところで、例えば展示をするのも活用の一つですが、展示をすれば一定程度傷むといたしますか、紫外線の影響を受けたり、温度、湿度の影響を受けたりして、若干、保存状態が悪くなるようなこともございますし、ではかといってそれをずっと一定程度の条件に保たれた倉庫の中に眠らせておくのがいいのかという、そういう悩ましいところもございます。

また、一方では無形の文化財などにおきましては、活用することが、伝承ですとか、保存などにつながるということもございますので、保護と活用、なかなか難しい点もございますが、一連のものというように私どもとしては捉えています。そういった中で文化財の指定とか登録などの制度も活用させていただきながら、その二面性をいかにバランスよく保つかということ、そういった意味で、補助執行を受ける区長部局といたしましても、教育委員会とも連携を図りながら、そのようなことを念頭に置いて、今までもそうですが、今後もそういったような形で連携を強めていきたいというふうに思っております。

○松尾委員 ありがとうございます。

○菊池委員長 やはりこの連携は、だんだん希薄にならないように、ぜひとも密接な関係を保っていただきたいと思えます。

それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは、第52号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第52号議案は、原案のとおり決定いたしました。

## ◆ 報告2 新宿区文化財調査員の委嘱について

○菊池委員長 次に、報告2、新宿区文化財調査員の委嘱についての報告を受けます。

○文化観光課長 それでは、お手元の資料、報告2と右側に記載されている資料をごらんください。

新宿区文化財調査員の委嘱についての報告でございます。

文化財の保護、保存及び活用に関して、教育委員会から文化財保護審議会に諮問されました事項について基礎的調査に当たるために、文化財調査員を下記のとおり委嘱いたしましたので、本日、報告するものでございます。

定数は、10名でございます。

委嘱の期間でございますが、本年、25年10月1日から27年9月30日までの2年間です。

今期、第16期目ということになりますが、16期目の文化財調査員名簿に記載のとおり、石神裕之委員初め合計10名という形で、10月1日付で委嘱をさせていただきました。そのうち、下から2番目の廣瀬委員につきまして、お一人だけ新任の委員ということになります。こちらは、以前までお勤めいただきました、先ほど議案の中で御承認をいただきました遠藤廣昭委員が、こちらの文化財調査員から保護審議会の委員になったということで、そこに歴史学、仏教史の同じ分野でございます廣瀬委員に委員の委嘱をしたものでございます。残り9名につきましては、前回から引き続き委嘱をお願いしたということでございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

白井委員。

○白井委員 前日も文化財の審議会委員、調査員の選任のときに質問しましたが、新宿区の場合、男女共同参画ということで、30%でしたか、そういう目標を立てていたと思いますが、やはり今回の新任の方を見ても、なかなか専門の女性の方がいなかったと、そういうような理解でよろしいでしょうか。

○菊池委員長 文化観光課長。

○文化観光課長 委員御指摘のとおり、審議会等の委員については、たしか40%だと思いますが、女性の委員を入れるという目標を定めているところです。その視点も非常に大切だというふうに認識はしておりますが、この分野ですと、なかなか女性で御活躍の方、適任者がなかなか私どものほうでも探すことができませんでした。ただ、そういう視点は持って、今回も選定を進めさせていただきましたし、今後もそのような視点も念頭に置いて進めさせてい

ただきたいと思っております。今回につきましては適任者が男性だったということで、御理解いただければと思います。

○菊池委員長 ほかに御質問、御討議ございますでしょうか。

ほかにないようでしたら、報告2の質疑は終了いたします。

---

◎ 第53号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について

◎ 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

◎ 第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第56号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

◎ 第57号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見聴取について

◎ 第58号議案 新宿区教育委員会委員長の辞職の承認について

○菊池委員長 次に、議事に戻ります。

「日程第2 第53号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」、「日程第4 第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第5 第56号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第6 第57号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見聴取について」、「日程第7 第58号議案 新宿区教育委員会委員長の辞職の承認について」を議題とします。

教育長。

○教育長 日程第6の「第57号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する意見聴取について」は、平成25年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提出する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたします。

○菊池委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第6 第57号議案 平成25年度新宿区一般会計補正予算（第7号）（案）に関する

意見聴取について」を非公開により審議することに、御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、第56号議案を審議した後、第57号議案を非公開により審議し、その後、第58号議案を公開により審議します。

では、第53号議案から第56号議案まで、教育調整課長から説明をお願いします。

○教育調整課長 それでは、初めに「第53号議案 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部改正について」、御説明させていただきます。

議案の概要をごらんください。

条例の第2条で、教育長の給料の額を規定しておりますが、現行の月額79万2,000円を、新宿区特別職報酬等審議会の区長等の給料改定の答申に準じて1,000円引き下げ、79万1,000円に改定するものです。引き下げ額は、本年10月に出された特別区人事委員会の勧告の公民較差0.14%を反映したものです。

施行日は、平成26年1月1日。

提案理由は、新宿区教育委員会教育長の給料の額を改定する必要があるためでございます。

続きまして、「第54号議案 新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について」です。

議案概要をごらんください。

改定内容の1は、給料表の改定です。幼稚園教育職員についても、特別区人事委員会の勧告の公民較差マイナス0.14%を反映した改定を行うもので、別表第1の幼稚園教育職員給料表を改正いたします。初任給については、国における初任給の状況、民間事業所における初任給の動向及び人材確保の観点から据え置かれております。

改正内容の2は、新たな住居手当制度です。これは国等の住居手当の支給状況を踏まえたものとなっております。まず支給対象ですが、自己所有の住居所有居住者を対象外とし、借家・借間に居住し、月額2万7,000円以上の家賃を負担する職員が対象となります。次に、支給額ですが、基本額を8,300円といたしまして、人材確保、給与に占める家賃負担割合が高い職員への配慮等の観点から、一定年齢層の職員、これは27歳までと28歳から32歳までの2段階に区分して、それぞれ加算措置を講じるものでございます。

なお、附則で、自宅に居住する職員に対する経過措置を講じております。施行日の前日までに支給を受けている職員については、3年間をかけて順次減額していくもので、詳細の金額は議案のほうについております新旧対照表のとおりでございます。

それから、改正内容の3ですが、平成25年3月期の期末手当に関する特例措置です。附則第3項から第5項に規定しているもので、平成25年4月から12月までの期間にかかわる公民較差の相当分については、平成26年3月期の期末手当において調整を行うというものです。

施行日は、給料表については平成26年1月1日、住居手当に係る部分については平成26年4月1日です。

提案理由は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給料を改定する必要があるためでございます。

次に、「第55号議案 新宿区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案概要をごらんください。

54号議案で審議をお願いしております新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正により、幼稚園教育職員の給与改定が行われますと、園長、これは再任用職員以外の職員ですが、園長に係る管理職手当の支給額が、給与改定後の4級の最高号給の給料月額100分の20を超えることになるため、規則別表で定める管理職手当の額を改定し、9万1,200円から200円減額して9万1,000円にするものです。

なお、この管理職手当の上限は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の第10条第2項に規定されているものでございます。

なお、附則で、この改正規則は、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例を改正する議案が原案どおり可決されたときに成立するものとさせていただきます。

施行日は、平成26年1月1日です。

提案理由は、園長（再任用職員以外の職員）の管理職手当の額を改定する必要があるためでございます。

次に、「第56号議案 新宿区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」です。

議案の概要をごらんください。

改正内容は、まず1として、新宿区立学校及び特別支援学校に指導教諭の職の設置にかかわる規定を整備するものです。指導教諭につきましては、平成19年の学校教育法の改正により、副校長、主幹教諭とともに新たに位置づけられた職でございます。東京都においては、今年度から都立高校に導入しておりますが、小・中学校及び特別支援学校においても設置することが望ましいとしており、新宿区においても平成26年度から区立小・中学校及び特別支援学校に設置をするものです。

次に、改正内容の2ですが、これは学校評価に係る規定を整備するものです。現在、学校評価に係るものは、学校教育法の施行規則に基づき実施しておりますが、今後、学校評価の実施に当たっては、教育委員会の方針を明示していくために、区の規則で規定することといたしました。

施行日は、平成26年4月1日でございます。

それでは、議案の新旧対照表をごらんください。

第6条は、現行では、第6条の1で副校長について、第6条の2で主幹教諭について、第6条の3で主任教諭及び主任養護教諭について規定していますが、改正後は第6条の3に新設の指導教諭についての規定を追加いたしますので、主任教諭及び主任養護教諭についての規定は第6条の4に繰り下げるものでございます。

次に、第9条ですが、第7条から第10条までが主任についての規定となっております。第7条第1項で教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任について規定し、第2項で小学校に置く研究主任について規定し、第3項で中学校に置く進路指導主任について規定しており、現行の第9条は主任を当該校の教諭から選任することを規定しております。

改正案は、第1項で、指導教諭は、原則として教務、生活指導、進路指導等の校務は分掌をしないことになっているものですが、特殊な事情がある場合の例外を規定しています。第2項で、研究主任は指導教諭の所掌となることを規定しているというものです。したがって、現行の第2項は第3項に繰り下げをしております。

学校評価については、第21条の2に条項を追加いたします。

また、附則で、本規則の規定を引用している規則についても改正を行います。これは既存の規則の一部改正に伴って、他の規則を改正する必要性が生じた場合は、一部改正規則の附則により改正を行うという法制執務のルールによるものでございます。

施行日は、平成26年4月1日です。

提案理由は、指導教諭の職の設置及び学校評価にかかわる規定の整備を行う必要があるためでございます。

以上、御審議をよろしく願いたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

第53号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 特別区は、全体で人事委員会の勧告があり、それに基づいて、公民較差の観点か

ら手続が必要だということによくわかりました。0.14%に相当する額を下げるということですが、人事委員会の勧告の内容で、教育長は公的な人しかいなくて、民間はいませんが、どういうふうにする仕組みになっているのか、さわりだけ少し教えていただければと思います。

○教育調整課長 公民較差ということでしょうか。

○菊池委員長 公民の比較ということでは、教育長で民はないでしょうかという御質問ですか。

○今野委員 はい。

○教育調整課長 教育長については、人事院勧告のほうでは触れているものではございません。

これは特別職についてもそうです。これについては、一般の職員について公民を比較して、毎年、勧告が出ているものでございます。特別職につきましては、責任も重い職ではありますが、全体の状況を総合的に見て、やはり職員の給与と同じように、それに準じて引き下げるということで、これにつきましては特別区報酬審議会に諮問いたしまして、決定をしているものでございます。その中では、区長、副区長、議長、副議長、委員長、副委員長、議員について審議をするわけですが、教育長はここには入っておりませんが、やはり特別職ではございませんが、同じ並びで準じた形で0.14%を特別職が引き下げるため、それに倣って引き下げを御提案しているものでございます。

○今野委員 個別にそうやっているわけじゃなくて、全体の率をそのまま、ほぼ適用したということですね。

○教育長 23区では、新宿は結構小まめに改定していますけれども、あまり改定していない区もあります。少額の場合は見送って、金額がまとまったところで下げているという区もありますが、新宿の場合は、やはり人事院勧告が出た以上はそれに従うべきだろうということで、毎年こういう形で改定している。それぞれの諮問する首長の考え方ということです。

○菊池委員長 白井委員。

○白井委員 議案については賛成ですけれども、提案理由の書き方ですが、単に給料の額を改定する必要があるためとありますが、なぜかという、結局、今御説明があり、概要にも書いてありますけれども、新宿区特別職報酬等審議会の区長等の給料の改定の答申に準じて改定しようというのが、ここの提案理由ですよね。こういう部分を少し丁寧に書いていただければという形の要望ですが、議案については賛成でございます。

○菊池委員長 教育長。

○教育長 これは区長が提案するもので、区全体の議案の出し方のところにかかわってくるも

ので、法制執務上そういう形になっているので、検討材料になりますけれども、今すぐに教育委員会だけ形が変わるとするのは、なかなか難しいかもしれません。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 今回の議案というのは、官民較差に基づいて修正を図るというものですけれども、先ほどの話と少し関係するかもわかりませんが、区の役職の中で教育長というものがどれほどの重みを持っていて、どれほどの大変な仕事で、それにふさわしい給与であるかということは、どのようにして決まっていくのか。つまり、なかなか難しい問題かもわかりませんが、私どもが自分たちで勝手に決められることではないのは間違いないと思うんですけれども、しかし、例えば区の他の重要な役職と比べてどうか。こういったことは今回の議案とは直接はかかわらないかわかりませんが、より根本的な問題としてあるというように思っていて、その部分はなかなか議論にかかるところが余りないと思うんですが、特にこうすべきだという意見があるわけではないけれども、区全体の中での教育長の重要性、位置づけというものを理解した上で納得したいと思う部分がありますので、だからどうしろというのではないですけれども、今回の議案に関してはそういう官民較差の是正ということで理解いたしますが、その額そのものについて深く理解をしているわけではないということをお願いしたいと思います。

○菊池委員長 御意見ということですか。

教育長。

○教育長 教育長の報酬は、報酬の金額でいえば区長、副区長に次いで3番目です。どのように決めているかというのはなかなか難しく、23区全体や同程度の規模の自治体との比較など、そういうものの中から出している。報酬審議会の中では、さまざまな御意見がありますが、全体の流れの中で、それぞれの自治体の中でのつくりとして、割と常識的な、区長の給与、議長の給与から出してくるというような、バランスの中で決まってきているということです。ですから、区長、副区長は23区でも違います。

○菊池委員長 そうなのは公開されているんでしょうね。

○教育長 公開されています。

○菊池委員長 それは御自分で調べていただいて、御自分で評価していただくことにいたしましょう。では、この件は終わらせていただきたいと思いますが、第53号議案についてほかに御質問がなければ、質疑、討論、終了いたします。

第53号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 第53号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第54号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○白井委員 ありません。

○菊池委員長 これは以前も討議があった問題でございますので、特に御質問がなければ、討論及び質疑を終了させていただきたいと思えます。

第54号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、第54号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第55号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

これも特によろしいでしょうか。

〔はいの発言〕

○菊池委員長 では、第55号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、第55号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第56号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

今野委員。

○今野委員 議案自体に質問等はありません、結構だと思います。それで、学校管理規則というのは、教育委員会の規則の中では一番重要で、学校の管理運営をどうさせていくのかという基本を決めているものですし、場合によって学校は教育委員会にいろいろ承認を得たり、届け出たりしなければいけないものは何かとか、自分の学校だけでできるものは何かということなどが決められているものだと思いますが、そういう意味では学校の運営にとって非常に重要なものだと。最近は、多くのところでは、なるべく学校の自由裁量をふやす方向で規則も改正されたりなどしているという話を聞きまして、きょう手元に規則そのものがあって、ざっと見ておりますが、それを見ながら改正の内容自体については適切なものだなと思えますけれども、一度、管理規則についてトータルに、学校管理について、教育委員会としてはこういう考え方でこういう規定があるというふうな勉強会などを持っていただけるとありがたいと思っております。議案と直接関係なかったのですが、発言させていただきました。

○菊池委員長 それについて、教育調整課長。

○教育調整課長 それでは、学校管理全般に関しての新宿区の方針等については、別途、勉強

会等は検討させていただきたいと思います。

○菊池委員長 ぜひ、やっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかに。御意見、御質問ございませんか。

今野委員。

○今野委員 来年から指導教諭が入るようではありますが、どのくらい入るかということは、都の基準などがあるのでしょうか。こちらからこれだけくださいと言っても、そのままではないと思うのですが。

○羽原委員 こちらは、後で特別支援学校の話のときに詳しく伺おうと思っているのですが。

○菊池委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 指導教諭というものは、特別支援とは少し違いまして、具体的にはさまざまな教科、国語ですとか社会、算数、理科、それぞれの教科指導の専門性の高い教諭について指導教諭を設けて、教員全体の学習指導の向上を図るために設けられているものでございます。もともとは先ほど説明にありましており、学校教育法で定められていたのですが、東京都においては、ようやく平成25年度から都立高等学校で始まりました。人事は全都的に行われているものでございますから、都としては来年度から小・中学校についてもそれを進めていこうということで、現在、特別区、それからそれぞれの市町村で、こういったことを調整しているところです。

人数については、指導教諭は非常に少ないようです。例えば今年度、国語の指導教諭を募集しているのですが、全都で小学校において22名といったところで、新宿区の場合には第1ブロックの千代田区、中央区、港区、新宿区の4区で募集をかけていますが、都の目安としては、全体で、小学校で2名、中学校で1名ですから、来年度は新宿区に配置されるかどうか今のところわからないといった状況でございます。いずれにしても、他の教員の見本となる教員ですので、選考で合格するには相当ハードルが高いといったこととなります。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 いや、議案概要のところ、小中学校及び特別支援学校に指導教諭を設置するという関連があったもので。通常の小・中学校だけではないでしょう。

○教育指導課長 そうですね。

○教育長 なおかつ、説明を受けているところだと、要するにブロックに1人程度そういう先生がいて、その指導教諭が他校に行ったり、他校の先生がその先生の授業を見に来たりという形でやるということです。要するに自分の学校をあけることになるので、人数も少ない

し、手を挙げてくれる人もなかなか大変ということですが、いわばスーパーティーチャーのような、先生が実際に授業を見て学ぶ先生、そういう形です。

○菊池委員長 わかりました。イメージがよくできました。

ほかに御質問ございますか。

○松尾委員 この指導教諭というのは、ほかの他の職員に対して教育指導の充実及び充実のために必要な指導及び助言を行うということですが、どれほどの強制力というか、助言には強制力はないと思いますが、指導するというのは、例えば副校長も恐らく教諭、その他の職員に対する指導を行うと思うんですけども、そういった学校全体の秩序の中で、指導教諭というのはどれほどの力を発揮することが想定されているのでしょうか。

○菊池委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 運用が始まってみないと、なかなか定まらないところではあると思いますが、今想定されているのは、職として、指導する職であるということが明示されると。職層でいうと、4級職に当たりまして、今までの主幹教諭と同等になります。ですから、主幹教諭選考というのが今まであったのですけれども、主幹教諭と指導教諭の選考が一緒になりまして、4級職選考という形で今年度から始まっています。ですから、職層そのものは、職員の監督を行う、マネジメントを行う主幹教諭の職層と全く同じですけれども、ただ、指導教諭についてはマネジメントは行わない。ただし、教員の授業力ですとか、そういった指導を行う職として明記されていくと。主な仕事としては、先ほど教育長からお話があったとおり、他校に対して要請があれば指導、助言を行うこともありますし、それから自校で模範授業を何度か開催をするといった縛りもおそらく設けられていくはずですが。全都的に一斉に行われることがありますので、新宿区としてもそういった教員が配置された場合には、何回程度の模範授業を行って公開をするとか、他校に対する支援をどの程度にするとか、そういったことを調整していく必要が生じるというように思います。

○松尾委員 他校に指導に行くということもあるということですが、実際には区内ですか、それとも区外ということもあり得るのですか。

○教育指導課長 国語、社会、算数、理科ですとか、そういった教科については、先ほど教育長がお話になったブロックの範囲内で指導をしましょうということが想定されています。それ以外に、特別支援ですとか、音楽ですとかの特殊な教科については全都的に進めていくのが望ましいだろうということで、さらに選考の人数は、相当少ない人数だと思われるわけですが、そういった教員については全都的な動きが考えられます。

ただ、実際に他校の教員の指導に行くというのは、学校をあけなければいけないことなので、実際の運用は難しいだろうというふうに言われています。それから、自校の授業がないとき、例えば夏休みですとかの場合であれば他校に指導に行くことは可能だと思われませんが、自校の授業をあけてまで指導に行くといった場面はほとんどないというふうに思われます。

○**松尾委員** 正直、この新宿区の区の規則の中に、そういう全都的な役職、役職ではないかもしれませんが、役割を担うことが求められているものを位置づけるというのが、なかなか不思議な感じがいたします。

○**教育指導課長** 先ほど今野委員がおっしゃっていたお話と関連しますが、法的に定められているものをどの程度行うか。例えば、この指導教諭については、学校教育法で置くことができると定められていて、置くかどうかということは、さらにそれぞれの自治体で決めていくわけですが、人事については東京都全体で行われていますから、東京都がそういう方向性で決めていくと。ただ、実際にそれぞれの自治体で、それを置くかどうかということは、管理運営規則において決めていく必要がある。主幹においても決めていったわけですが、そういったことになるものと思います。

○**松尾委員** これは全ての東京都の市や区などで、ある意味、一斉にこういう規定を置こうということになっているわけですか。

○**菊池委員長** 教育指導課長。

○**教育指導課長** そのとおりです。今年度、全ての区市町村で、この指導教諭の導入に向けて管理運営規則の改定を行っているはずです。

ちょっと話がそれてしまうかもしれませんが、ここに学校評価をなぜ載せたのかということとあわせてお話をさせていただきますと、学校評価については、これまで新宿区では学校教育法に定められているとおりに進めてきている。例えば、自己評価については、自己評価をしなければいけないし、それを公表しなければいけないというのは法で定められていて、そのとおり行ってきたと。それから、学校関係者評価については、努力義務が規定されているんですけども、その努力義務をそのまま行ってきたんです。そうは言いながらも、全校で学校関係者評価については実施してまいりましたし、公表もしてまいりました。

ただ、以前、委員の皆様にお話ししたとおり、今後は学校評価ということが学校改善のためには非常に重要です。そこで、今、教育委員会として取り組んでいるのが、各学校の学校評価をしっかりと学校運営が改善されるように、PDCAが回るように、さらに教育委員会としてある一定の支援をしていこうと。それで、昨年度つくったのが、よりよい学校運営を

目指してというこの試案、これをつくったわけですがけれども、今現在、淀橋第四小学校と新宿西戸山中学校でモデル実施をされていて、その成果が今年度中に一度まとまります。さらに来年度には、それをもとに相当数の学校が実施をして、27年度には全校実施という形をとりたいわけです。そのために、今回、学校評価の規定を管理運営規則に設けて、特にこの中で一番重要なのが、最後の文章ということになるわけですがけれども、学校評価の部分では、21条の4項、「前3項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。」と、教育委員会は別に定めますと。国が定めているものよりも、もっと踏み込んで今後は学校評価を考えていきたいと。ですから、この試案で昨年度、御紹介しましたが、これの最終報告版を、その委員会が別に定めるようなものとして、各学校には学校改善がしっかりなされて、さらに地域の教育力、家庭の教育力を上げるために、その主体性を高めていくような学校評価の改善、そこを目指している。そこで、あえて今年度、管理運営規則に定めさせていただいたといったことになるものです。

少し長くなりましたけれども、以上です。

○菊池委員長 わかりました。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

松尾委員。

○松尾委員 そうすると、今の後半の学校評価の部分については、新宿区独自の規則の改正であると。

○教育指導課長 そうです。

○松尾委員 はい、わかりました。

○菊池委員長 指導教諭については置くことができるということで。わかりました。

ほかに御質問、御討議ございますでしょうか。

ないようです。

それでは、第56号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 それでは、第56号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第57号議案を非公開により審議します。

午後 4時06分非公開

○菊池委員長 それでは、第58号議案について、事務局から説明をお願いします。

教育調整課長。

○教育調整課長 菊池委員長におかれましては、平成24年12月10日から委員長の職につかれ、平成25年10月16日に教育委員の任期終了により委員長の職も解かれましたが、平成25年10月17日付で教育委員に再任されるとともに、引き続き委員長に就任されました。

このたび、菊池委員長より、平成25年12月9日をもって、委員長を1年間務められたことから、辞職されたい旨のお申し出がありましたので、その承認について議案として提出するものです。

なお、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第13条第5項の規定により、原則として委員御本人の案件については、その議事に参与することができないとされていますが、教育委員会の同意があるときには会議に出席し、発言することができるかとされていますので、まずこの議事への委員長の御出席について、お諮りをお願いいたします。

○菊池委員長 まず、この会議への出席についてお諮りいたします。

出席することについて御異議のある方はどうぞ。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 出席することについて異議がございませんでしたので、このまま出席し、議事を進めさせていただきます。

それでは、「第58号議案 新宿区教育委員会委員長の辞職の承認について」、御意見、御質問のある方はどうぞ。

今野委員。

○今野委員 異議があるわけではないのですが、一般の区民の方からすれば、つい、この間、再任されて、委員長もおやりになるということなのに、1年たったからということで、すぐの辞職は、異に感じる方もいらっしゃると思います。これは多分、全国的にそうですけれども、委員長の職は、慣行で1年ごとにかわるというところが非常に多いように聞いていますし、新宿区もそういう慣行でやってきたことだと思いますので、実質的に1年たつので、次の方にとということで辞職されたのだらうと思います。それはそれでいいですけども、教育委員会制度については今いろんな議論があって、教育委員会自体が弱いんじゃないかとか、機能が十分ではないんじゃないかとかいう議論も一方であります。教育委員長の仕事は結構大変なので、そういうこともあって1年ごとかなとも、あるいはみんなが委員長の立場になりながら協力し合うのがいいということで、そういう慣行ができているんだらうと思う

んですけれども、理想的には教育委員長も1年で交代するのではなくて、可能であれば長いほうが教育委員会全体としてはいいことでもあるのではないかなということは一方で思うんです。ただ、大変だしと思いながら、結論的には、いつかそういうことも含めて、少し議論する機会があるといいと思いました。議案については賛成でございます。

○菊池委員長 その件について。教育長。

○教育長 中には、例えば東京都は4年、委員長をやられているんです。それは特別な規定を設けて、委員長を4年やられている。それから、この間の教育委員制度の議論の中で、三鷹の教育委員長が、委員長も常勤に、という意見を言われているんですが、実際問題その人材がない。そうなる、校長のOBしかいないという話になるので、基本的にそういう議論についてはなくなったようなのですが、自治体によっては何年も委員長をやられている、そういう例もなくはないんですね。ただ、そうなる、恐らく実態的にも兼務というような形でやるのは、かなり難しいのではないかなというふうに思います。

○菊池委員長 松尾委員。

○松尾委員 これは新宿区の教育委員の任期と、それから定員の関係ですね。教育委員の法令上の任期は4年で、教育長を除く定員は4名ということですので、通常はこれまでの新宿区の流れでいきますと、その委員長の任期途中で委員の任期が切れるということは起きづらかったわけですが、委員の任期は4年であるのに、教育長以外の定員が5になりますと、もし1年交代ということで交代してまいりますと、必然的に委員長の任期途中で委員の任期が切れるケースが続出してくるわけです。

そういうことですが、今野委員の、区民に対する説明という部分ですけれども、こういうことが起きようになった原因は、その定員が変わったことによるという点と、それから従前の新宿区の教育委員会委員長はどなたがなさっているかという経緯を見てまいりましたときに、1年間で交代している事例がずっと続いてきているということから、その従前の例を引き継いで、今後も1年ごとに委員長を、その都度、新しい方を選ぶという考え方で、御理解いただけるのではないかなというふうに思います。

○菊池委員長 羽原委員。

○羽原委員 僕は異議ありません。1年交代という原則でいくなら、就任日が違えばごく当たり前にこういうことがあり得ますので。

○菊池委員長 私が教育委員長として、10月に解任されて、また再任されたというのは、松尾委員が御説明されたとおりで、教育委員の任期が4年で切れたので、10月に自動的に教育委

員長の職を解任されたと。そして、翌日に再任されましたので、翌日に教育委員長に復帰したと。去年の12月10日に教育委員長になりましたので、1年間、教育委員長をやるという慣例がずっと続いてきているということですので、私も慣例にのっとりまして、12月9日で教育委員長を退任したいという意向を、教育委員会のほうに提出させていただきました。

○今野委員 たまたま菊池委員のいきさつのところを言ったもので、私としてはできれば、あるいはそういう人がいて、可能であれば教育委員長も、ある程度、1年に限らないで少し長くやれるようにするのも1つの方法じゃないかと思ったので、そんなこともざっくばらんにお話ができる機会があればいいなと思ったことです。ですから、そういう慣例の中でやられていることを、すぐ改めましょうという提案でももちろんないです。

○菊池委員長 では、そのぐらいでよろしいでしょうか。

では、第58号議案について御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 では、第58号議案については承認されました。

それでは、次回の会議で委員長選挙を議事としていただくように、事務局にお願いいたします。

では、以上で本日の議事は終了いたしました。

---

◆ 報告1 中学校学校選択制学校別状況一覧（平成26年度新入学者対象）平成26年度新入学区立中学校の抽選について

◆ 報告3 その他

○菊池委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

学校運営課長。

○学校運営課長 平成26年度新入学に当たっての中学の選択状況等について、御報告をいたします。

平成25年10月末現在、新宿区内の新入学生は、その表の右下にございますように1,557人で、選択希望者がB欄、C欄の一番下にございます372人です。選択希望者の割合は、23.9%となっておりまして、これは近年の平均値に近い数字になってございます。

続きまして、抽選について御説明いたします。

2枚目をごらんください。

抽選基準数でございます。E欄でございますが、今後の通学区域内への転入者が入学しても、受け入れ可能数を上回らないと考えられる生徒数を過去3年間のデータから抽出し、抽選基準を決定してございます。抽選校は3校でございます、牛込第一中学校、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校の3校となりました。これら3校については、他校からの希望が多いという傾向があるものと考えてございます。

また、今後の新宿区全体の生徒数の動向などを注視していく必要もあると、これは感じてございます。

なお、抽選は11月13日に既に実施をしております、その結果を11月18日に発表してございます。補欠の繰り上げは、2月18日に実施する予定になってございます。

以上でございます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問をどうぞ。

○教育長 この3校は昨年度と変わっていないのか、傾向としてはどういう傾向なのか、それから2月18日で補欠を締め切ったときは、補欠だった人はどういう行動をとるのかの説明を。

○菊池委員長 学校運営課長。

○学校運営課長 まず、昨年の例と比較ということでございます。抽選校につきましては、牛込第一中学は昨年も同様、抽選校でございました。西早稲田中学は抽選校ではございませんでしたが、今回、選択希望者の増によりまして、あと他校への選択希望者の数との関係から抽選基準数を考慮した上で抽選校になったものでございます。昨年、抽選校でございました落合中学につきましては、抽選基準数が実は153でございまして、今154と出てございますが、この中に双子が二組ございまして、これは一組として数えますので、このD欄が152ということになりまして、今回は抽選にはならなかったということでございます。それから、新宿西戸山中学校につきましては、昨年と同様、抽選校というふうになってございます。

また、2月18日に繰り上げを行うということでお話をさせていただきました。これにつきましては、2枚目にございます補欠者がどこまで繰り上がるかといったことでございますけれども、昨年の例でいけば落合中学校において、補欠が17名だったところが8名、繰り上がったというところでございます。また、牛込一中、それから新宿西戸山中学校については、補欠の人数がさまざまな事情で減ってはいますけれども、繰り上げ者はいなかったというところでございます。

繰り上げができなかった方につきましては、全て指定校に行かれた、この段階では指定校

に行かれるということになろうかと思えます。

○教育長 指定校以外のほかの学校に行ってはいけないと。

○学校運営課長 そうです。もう一度申し上げますと、牛込第一中学校では29名が補欠登録のままということでしたので、29名が指定校。それから、新宿西戸山中学校では12名が繰り上げできず指定校に行ったということになります。

○菊池委員長 わかりました。

○学校運営課長 あと落合中学につきましては、補欠登録者が17名、その時点でしたが、8人は繰り上げができましたので9名が指定校に行ったということになります。

○菊池委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、報告1の質疑は終了いたします。

次に、本日の日程で、報告3「その他」となっておりますが、事務局から報告事項がございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 報告事項は以上で終了いたします。

---

### ◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。

---

午後 4時42分閉会